役員就任並びに退任公告

当組合の役員の就任に関し、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第26条第10項の規定により公告する。

平成24年10月4日

東京都千代田区内神田一丁目1番12号
農林漁業団体職員共済組合
理事長　飯島　俊彦

1　就任した役員

役員の区分	氏　名	就任年月日
理　事	肱黒　直次	平成24年9月10日
理　事	大竹　和彦	平成24年9月10日

2　退任した役員

役員の区分	氏　名	退任年月日
理　事	児島　廣隆	平成24年8月7日
理　事	宮園　雅敬	平成24年8月16日

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　名　山田　一郎
　登録番号　16853

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正公告

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年九月十四日

日本弁護士連合会

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ひまわり基金規則第四条第一項の法律相談センター」の下に「（平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、第一種弁護士過疎地域に所在するものに限る。）」を加え、同条第二項中「ひまわり基金規則第四条第一項の法律相談センター（平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、第一種弁護士過疎地域（ひまわり基金規則附則第三項の規定により第一種弁護士過疎地域とみなされるものを含む。）に該当していたことがある地域に所在するものに限る。）については、平成二十七年三月三十一日までは、なおひまわり基金規則第四条第一項の法律相談センターとみなす。

5　第三項に規定するほか、同項の地域に所在するひまわり基金規則第四条の二第一項の法律相談センター（平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、第二種弁護士過疎地域に該当していたことがある地域に所在するものに限り、ひまわり基金規則附則第三項の規定により第一種弁護士過疎地域とみなされる地域に所在するものを除く。）については、平成二十七年三月三十一日までの間は、なおひまわり基金規則第四条の二第一項の法律相談センターとみなす。

第五条第一項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第四項中「第三十二条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

第七条第一項中「第三十二条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第七項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第三項」に改める。

附　則

1　第二条の改正規定は、平成二十四年九月十四日から施行する。

2　第五条第一項及び第七条第七項の改正規定は、平成二十四年九月十四日から施行し、平成二十三年五月六日から適用する。

3　第五条第四項及び第七条第一項の改正規定は、平成二十四年九月十四日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

4　第二条の改正規定は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間の年度に係るひまわり基金規則からの支出の申請から適用し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間の年度に係るひまわり基金規則からの支出の申請については、なお従前の例による。

事務局職制に関する規則（規則第五十三号）中一部改正公告

事務局職制に関する規則（規則第五十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年九月十四日

日本弁護士連合会

事務局職制に関する規則（規則第五十三号）中一部改正

事務局職制に関する規則（規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号を次のように改める。

二　情報システム・施設管理課

附　則

第十条第二項第二号の改正規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

事　務　所　東京都新宿区新宿2－2－10
サニープラザ新宿御苑305
弁護士法人山田法律事務所

3　処分の内容　業務停止2年

4　処分が効力を生じた年月日
平成24年9月11日

平成24年9月18日

日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成23年7月22日に告知した同会所属弁護士　野澤　隆　会員（登録番号33544）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年9月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年9月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

平成24年9月14日

日本弁護士連合会

裁決の公告

札幌弁護士会が平成23年11月24日に告知した同会所属弁護士　石田　明義　会員（登録番号17350）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年9月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年9月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第2号の規定により公告する。

平成24年9月15日

日本弁護士連合会